

保育所・認定こども園（保育利用の2号・3号） 保育時間の認定区分の「認定区分変更」についてのお知らせ

現在、保育所および認定こども園に入所中のお子さんをお持ちの方で、次の事由により、現在の認定区分の変更をする場合には、「認定区分変更申請書」の提出が必要となります。

- ①短時間認定（1日最大8時間）
- ②標準時間認定（1日最大11時間）

※変更をする場合は必ずお手続きください。自動では切り替わりません。

▶主な変更の事由

- ・就労時間の変化のため（就労証明書添付）
- ・現在の認定区分では就労時間をカバーできないため（就労時間は短時間であるが、通勤に相当な時間を要するなど）
- ・育休明けで復職するため
- ・育休に入るため
- ・その他保育事由の変更のため



▶申請期限

変更する月の前月25日（25日が土・日・祝の場合はその前開庁日）

※月の途中での変更はできません。（月単位）

▶その他

- ・どちらの認定区分も、利用時間を超過して利用する場合には延長料金が発生します。（第二、第五保育園は延長保育を実施していません。）
- ・申請書の提出は、変更の事由の発生のたびに必要です。

保育施設などの利用料の無償化について

認可外保育施設、一時預かり、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する児童の保護者に対して、上限額の範囲内で利用料を無償化します。

※入会金、通園送迎費、食材料費、行事費などは除きます。

※一時預かりや保育施設などについては、利用料をいったん施設などへお支払いいただき、その後、町に請求の手続きをしていただきます（償還払い）。

▶対象となる児童

町在住で、保育所・認定こども園（保育所として利用）・企業主導型保育事業を利用していない、保育の必要性の認定を受けた世帯の児童

対象となる児童の年齢と利用上限額

年齢（4月1日時点の年齢）	上限額
3～5歳	月額37,000円
0～2歳	月額42,000円

▶保育の必要性の認定について

無償化を受けるためには、保育の必要性の認定を事前に受ける必要があります。保育の必要性の認定を受ける前に利用した利用料については対象となりませんので、**必ず事前に認定を受けてください。**

※さかのぼって申請を行うことはできません。

▶認定を受けるための要件

施設（事業）の利用開始日に町に居住し、次のいずれかの事由に該当する人

- ・1カ月に64時間以上仕事をしている
- ・妊娠中または出産後である（出産前2カ月から出産後2カ月の間）
- ・病気やけがをしているか、心身に障がいがある
- ・同居または長期入院などの親族の介護・看護にあっている
- ・火災・風水害・地震などの災害復旧にあっている
- ・仕事を継続的に探している（認定は90日間）
- ・学校に在学しているまたは職業訓練を受けている
- ・虐待やDVによる
- ・その他特別な事情により保育を必要とする

▶認定の申請方法

申請書に保育の必要性確認書類（就労証明書、看護（介護）申立書、母子手帳のコピーなど）を添付のうえ、認定を希望する月の前月25日まで（土・日・祝の場合前開庁日まで）に子育て支援室（保健センター内）に提出してください。

※申請書は、子育て支援室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当(児扶)の現況届・特別児童扶養手当(特児)の所得状況届は、引き続き手当を受けられるか審査するためのものです。手当を受給している人は、**届け出をしないと支給が停止**されます。忘れずに提出してください。児扶受給者には7月下旬、特児受給者には8月上旬に通知を郵送しました。ご確認ください。

▼提出期間

児扶：8月1日(木)～21日(水)
特児：8月9日(金)～23日(金)

※受付は開庁時間に限りません。
※窓口での混雑を避けるため、なるべく駒寄地区の人は奇数日、明治地区の人は偶数日に来てください。

▼提出するもの

①児扶受給者…現況届

特児受給者…所得状況届

②手当証書

③その他必要に応じた書類

児童扶養手当とは

母子・父子家庭や父母のいない児童などの生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。

次の①～⑨のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障害児は20歳未満)を監護養育しているひとり親家庭の父・母または養育者に支給されます。
※父は生計も同一である必要があります。
※支給額は、前年の所得に応じて決定されます。

①父母が離婚した

②父または母が死亡した

③父または母が重度の障害の状態にある

④父または母の生死が明らかでない

⑤父または母から引き続き1年

以上遺棄されている

⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた

⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている

⑧婚姻によらないで懐胎した

⑨父・母ともに不明である(孤児など)

特別児童扶養手当とは

心身に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

▼支給額(月額)

1級：55,350円
2級：36,860円

⚠️支給されないケース

- 児童が児童福祉施設などに入所している。(児扶・特児)
- 異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある。(児扶)
- 児童が障害を事由とする公的年金を受けている。(特児)
- 一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。その他にも支給されない場合があります。

※いずれの手当も、受給するためには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▼提出・申請問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援室

☎26・2248(直通)

児童扶養手当

児童の人数		子どもが1人の場合	子ども2人目加算額	子ども3人目以降の加算額(1人当たり)※
支給額	全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
	一部支給	45,490～10,740円	10,740円～5,380円	6,440円～3,230円

※令和6年11月分(1月払い)から第3子以降の加算額の変更が予定されています。